

学生各位

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した学生は登校できない期間です。下記「登校許可書」に医師の証明を受け、教務課へ提出してください。

※令和4年11月4日付厚労省事務連絡により、医療のひっ迫を回避するため新型コロナウイルス感染症のほか季節性インフルエンザについては登校許可書の提出は不要とします。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

令和5年4月28日省令改正

令和5年4月28日事務連絡

	病名	出席停止期間
第一種	下記*	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	結核	
第三種	下記*	

\*第一種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ

\*第三種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

キリトリ

医師記入欄

登校許可書

下記の学生の登校を許可します

十文字学園女子大学教務課提出用

学籍番号 ( ) 氏名	生年月日	年	月	日
病名:				
登校許可年月日	年	月	日	
(出席停止期間	年	月	日	～ 年 月 日)

年 月 日

医療機関名

医師名 (自署)

印